

入札説明書

環境省皇居外苑の維持管理業務

[総合評価落札方式 全省庁共通電子調達システム対応]

環境省自然環境局
皇居外苑管理事務所

はじめに

本環境省皇居外苑の維持管理業務の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の関係法令及び環境省入札心得（別紙）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局

皇居外苑管理事務所長 黒川ひとみ

2. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 環境省皇居外苑の維持管理業務〔総合評価落札方式〕
- (2) 特質等 別冊「環境省皇居外苑の維持管理業務民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）による
- (3) 納入期限等 令和10年3月31日
- (4) 納入場所 東京都千代田区皇居外苑1-1 環境省自然環境局皇居外苑管理事務所
- (5) 入札方法 本件は、入札に併せて技術等の企画書を受け付け、価格と技術等の総合評価によって落札者を決定する総合評価落札方式の入札である。
ア. 入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。
イ. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3. 競争参加資格

- (1) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第15条において準用する同法第10条各号（ただし、第11号を除く。）に該当する者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 申請書類の提出期限の日から開札の時までの期間に、環境省における「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」（平成13年1月6日環境会第9号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (5) 実施要項 11 (4) の評価委員会の構成員である外部有識者本人又はこれらの者と資本若しくは人事面において関連のある事業者でないこと。
- (6) 法人税並びに消費税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- (8) 令和 4・5・6 年度又は令和 7・8・9 年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において、開札時まで A、B、C 又は D の等級に格付けされ、関東地域の競争参加資格を有する者であること。
- (9) 入札参加グループでの入札について
 - ① 単独で実施要項に定める業務の内容の全てが担えない場合は、適正に業務を遂行できる入札参加グループで参加することができる。その場合、入札書類提出時までに入札参加グループを結成し、代表企業及び代表者を定め、他の者はグループ企業として参加するものとする。なお、代表企業及びグループ企業が、他の入札参加グループに参加、若しくは単独で入札に参加することはできない。また、代表企業及びグループ企業は、入札参加グループ結成に関する協定書(以下「協定書」という。)を作成すること。
 - ② 入札参加グループのグループ企業は上記(1)から(8)の全ての要件を満たすこと。
 - ③ 他の入札参加者又は所属する入札参加グループ以外に入札参加グループの構成員との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - 1) 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続きが存続中の会社である場合は除く。
 - ア. 親会社と子会社の関係にある場合
 - イ. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - 2) 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イ. については、会社の一方が更生会社又は更生手続きが存続中の会社である場合は除く。
 - ア. 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合
 - イ. 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- (10) 実施要項 3. 2 に掲げる資格及び業務実績等を有する者であること。入札参加グループ及び再委託により実施する業務がある場合は、当該業務を直接実施する者が当該要件を満たしていること。
- (11) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

4. 入札者の義務等

この入札に参加を希望する者は、別記様式 1 の入札参加表明書を 6 (1) の提出期限までに提出した上で、実施要項に基づき企画書を作成し、7 (1) の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において分任支出負担行為担当官から当該企画書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5. 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

〒100-0002 東京都千代田区皇居外苑 1-1

環境省自然環境局皇居外苑管理事務所 庶務科

電話：03-3213-0095 FAX：03-3201-1017

(2) 入札説明会の日時及び場所

日時：令和6年11月20日（水）13時30分から

場所：環境省自然環境局皇居外苑管理事務所 会議室

東京都千代田区皇居外苑1-1

※1 令和4・5・6年度又は令和7・8・9年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の審査結果通知書の写しを必ず持参すること。

※2 参加者多数の場合1社1名とする場合がある。

※3 本会場において、実施要項の交付は行わない。

6. 入札参加表明及び入札に関する質問の受付

(1) 本件入札に参加する意思がある者は、次に従い、別記様式1の入札参加表明書及び環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写しを提出すること。（入札説明会に参加した者については、環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写しの提出は不要。）また、この入札説明書、添付資料等に関する質問がある場合は、次に従い、書面（様式は任意）により提出すること。

提出期限：令和6年11月27日（水）17時00分まで

（持参する場合の受付：平日の10～12時及び13時～17時）

提出場所：5（1）の場所

提出方法：持参又はFAXによって提出すること。

(2) (1)の質問に対する回答は、令和6年12月6日（金）17時までにFAX又は皇居外苑HPにおいて行う。

https://www.env.go.jp/garden/kokyogaien/4_sup/index.html

7. 企画書の提出期限及び提出場所等

(1) 企画書の提出期限及び提出場所

提出期限：令和6年12月23日（月）17時00分まで

（持参する場合の受付：平日の10～12時及び13時～17時）

提出場所：5（1）の場所

(2) 企画書の提出方法

ア. 企画書は、提出場所に8部を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること（提出期限必着）。電話、FAX、電子メールによる提出は認めない。また、企画書を郵送する場合は、包装の表に「[環境省皇居外苑の維持管理業務] 企画書在中」と明記すること。

あわせて、電子調達システムにより、企画書様式の表紙【様式1】のみをPDF化し、証明書として（1）の日時まで提出すること。ただし、書面により入札書を提出する予定の者は、これを省略する。

イ. 理由の如何にかかわらず、企画書が提出期限内に提出場所に現に届かなかった場合は、入札に参加することはできない。

ウ. 入札者は、その提出した企画書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

8. 企画書に関するヒアリングの日時及び場所

令和7年1月22日（水）13時00分～17時00分の間に行う。

時間、場所については、入札者と調整の上、令和7年1月10日（金）17時までに環境省が指定する。

ヒアリングに関する問い合わせ先：環境省自然環境局皇居外苑管理事務所 庶務科
（電話：03-3213-0095 受付：平日の10～12時及び13時～17時）

9. 企画書の審査

提出された企画書は、実施要項5.1に基づき提案内容に係る評価事項の実現可能性等に留意して、環境省において審査し、合格した企画書に係る入札書のみを落札決定の対象とする。企画書の合否については、開札日の前日までに入札者に連絡し、不合格となった企画書に係る入札者には、理由を付して通知するものとする。

10. 競争執行の日時、場所等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和7年1月29日（水）11時00分

場所 環境省自然環境局皇居外苑管理事務所 会議室
東京都千代田区皇居外苑1-1

(2) 入札書の提出方法

ア. 電子調達システムによる入札の場合

入札書を（1）の日時までに電子調達システムにより提出するものとする。

イ. 書面による入札の場合

環境省入札心得に定める様式2による書面を令和7年1月28日（火）17時までに持参又はFAXによって提出した上で、環境省入札心得に定める様式1による入札書を（1）の日時及び場所に持参すること。入札書を電話、FAX、郵送等により提出することは認めない。なお、入札書の日付は、入札日を記入すること。

ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

11. 落札者の決定方法

(1) 次の各要件を満たす入札者のうち、実施要項5.2に規定する「総合評価の方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

ア. 入札価格が、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

イ. 企画書が、実施要項に定める評価項目のうち必須とされた項目の基礎点の評価基準をすべて満たしていること。

(2) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な

取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、(1)の各要件を満たす者であって、落札者となるべき者以外で最も高い数値の者を落札者とするところがある。

12. 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。なお、企画書には誓約事項に誓約する旨を明記するものとする。また、書面により入札する場合は、入札書にも誓約事項に誓約する旨を明記するものとし、電子調達システムにより入札した場合には、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

13. その他

(1) 企画書の履行の確約

契約書には、企画書が添付され、又は企画書の内容が記載されるものであり、落札者は、企画書の内容の履行を確約しなければならない。

(2) 落札者以外の事業実施協力者が存在する場合

企画書において落札者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、契約の締結に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、契約書の添付資料として再委託等の実施書の提出を求めることがある。落札者がこれに応じないときは、契約書の提出がないものとして、落札は、その効力を失う。

(3) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称、入札価格及び総合評価点について、開札場において発表するとともに、環境省ホームページで公表するものとする。

(4) 企画書の取扱い

提出された企画書は、当該入札者に無断で、環境省において入札の審査以外の目的に使用することはない。落札者の企画書は、契約書に添付又は記載されるものであり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

(5) 契約締結日までに令和7年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は、予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

(6) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問合せ先

政府電子調達システム（GEPS）HP <https://www.geps.go.jp/>

ヘルプデスク 0570-014-889（ナビダイヤル）受付時間 平日8時30分～18時30分

◎添付資料

- ・別紙1 環境省入札心得
- ・別紙2 環境省皇居外苑の民間競争入札実施要項（企画書様式を含む）
- ・別紙3 契約書（案）

令和 年 月 日

入札参加表明書（及び質問書）

分任支出負担行為担当官
環境省自然環境局
皇居外苑管理事務所長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名 印

環境省皇居外苑の維持管理業務に係る入札への参加を表明します。

- ※ 1. 令和 4・5・6 年度又は令和 7・8・9 年度環境省競争参加資格書（全省庁統一資格）の審査結果通知書の写しを添付すること（入札説明会に参加した者については添付不要。）。
- ※ 2. 入札説明書に関する質問がある場合には、質問書（様式は任意）を添付すること。

担当者連絡先

部署名 :
担当者名 :
TEL :
FAX :
E-mail :

入札心得

(目的)

第1条 環境省自然環境局皇居外苑管理事務所の契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(一般競争参加の申出)

第2条 一般競争に参加しようとする者は、令第74条の公告において指定した期日までに、令第70条の規定に該当する者でないことを確認することができる書類及び当該公告において指定した書類を添え、分任支出負担行為担当官（環境省所管会計事務取扱規則（平成13年環境省訓令第22号）第4条に規定する分任支出負担行為担当官をいう。以下同じ。）にその旨を申し出なければならない。

(入札保証金等)

第3条 競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に、見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

- 2 入札参加者は、前項ただし書きの場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。
- 3 入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその受領証書と引換えにこれを還付する。

(入札等)

第4条 入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。
- 3 入札書は、様式1により作成し、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに、入札函に投入しなければならない。なお、電子調達システムによる入札の場合、入札書は入力画面上において作成し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに送信するものとする。ただし、分任支出負担行為担当官の承諾を得て又は分任支出負担行為担当官の指示により書面により提出する場合は、様式1により作成し、入札書を封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに、入札函に投入しなければならない。
- 4 入札書は、入札保証金の全部の納付を免除された場合であって、分任支出負担行為担当官においてやむを得ないと認められたときは書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、分任支出負担行為担当官あての親展で提出しなければならない。

ない。ただし、郵便による入札を行った者は、第8条による再度入札ができないものとする。

5 前項の入札書は、入札日の前日までに到達しないものは無効とする。

6 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式4）及び環境省競争参加資格審査結果通知書の写しを持参させなければならない。

7 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

8 入札参加者は、令第71条第1項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

（入札の辞退）

第4条の2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

① 入札執行前には、入札辞退届（様式5）を分任支出負担行為担当官に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

② 入札執行中には、その旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

③ 電子調達システムには、システム上の操作（辞退届をクリック）により辞退届を提出する。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第4条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（無効の入札）

第6条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

① 競争に参加する資格を有しない者のした入札

② 委任状を持参しない代理人のした入札

③ 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札

④ 記名を欠く入札（電子調達システムによる場合、電子認証書を取得していない者のした入札）

- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ⑨ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ⑩ その他入札に関する条件に違反した入札

(入札書の取り扱い)

第6条の2 提出された入札書は開示前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足る事実を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

(落札者の決定)

第7条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える工事又は製造の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき（工事の請負契約に限る。）、又はその者と契約を締結することが公平な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 令第85条の基準（環境省所管契約事務取扱細則（平成13年環境省訓令第26号）第26条）に該当する入札を行った者は、分任支出負担行為担当官の行う調査に協力しなければならない。

(再度入札)

第8条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、郵便による入札を行った者がある場合及び電子調達システムによる入札の場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、分任支出負担行為担当官が指定する日時において再度の入札を行う。
入札執行回数は再度の入札を含め、原則として2回を限度とする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第9条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、紙入札の場合は直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。なお、電子入札システムによる入札の場合は、分任支出負担行為担当官が指定する日時及び場所において、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約書等の提出)

第10条 契約書を作成する場合においては、落札者は、分任支出負担行為担当官から交付された契約書の案に記名捺印し、落札決定の日から7日以内に、これを分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、分任支出負担行為担当官の承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その

他これに準ずる書面を分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、分任支出負担行為担当官がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(契約保証金等)

第11条 落札者は、契約書の案の提出と同時にこの契約の履行を保証する公共工事履行保証証券（かし担保特約を付したものに限る。）を提出するものとする。提出に当たっては、次に掲げる事項等に留意すること。

- ① 保証金額は、請負代金額の100分の30以上であること。
- ② 債権者は分任支出負担行為担当官とし、債務者は落札者であること。
- ③ 保証人の記名押印があること。
- ④ 公共工事前保証契約基本約款及び特約条項その他証券に記載したところにより保証債務を負担する旨の記載があること。
- ⑤ 主契約の内容として工事名は契約書に記載の工事名と同一とする。
- ⑥ 保証期間は工期を含むものとする。

(異議の申立)

第12条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(入札書)

第13条 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税等分に係る課税業者であるか非課税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(その他)

第14条 当所より配布した指名通知書以外の書類については、入札日に返却すること。
なお、電子調達システムによる入札を行った場合においては、別途、速やかに郵送するか持参すること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

様式 1

入 札 書

一金 _____ 円也

ただし、環境省皇居外苑の維持管理業務について、入札心得等を承諾の上、本入札書を原本とし、虚偽のないこと、また暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

(代理人)

住 所
氏 名

分任支出負担行為担当官
環境省自然環境局
皇居外苑管理事務所長 殿

担当者等連絡先

部署名 :

責任者名 :

担当者名 :

TEL :

FAX :

E-mail :

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
環境省自然環境局
皇居外苑管理事務所長 殿

住 所
会 社 名
代表者役職・氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名：環境省皇居外苑の維持管理業務
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由
(記入例) 電子調達システムで参加する手続が完了していないため

担当者等連絡先

部署名：
責任者名：
担当者名：
TEL：
FAX：
E-mail：

委任状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
環境省自然環境局
皇居外苑管理事務所長 殿

(委任者) 住 所
商号又は名称
代表者氏名

(受任者) 代理人住所
所属(役職名)
氏 名

当社 を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 環境省皇居外苑の維持管理業務の入札に関する一切のこと。
- 2 1の事項に係る復代理人を選任すること。

担当者等連絡先

部署名：
責任者名：
担当者名：
TEL：
FAX：
E-mail：

委任状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
環境省自然環境局
皇居外苑管理事務所長 殿

(委任者) 代理人住所
所属(役職名)
氏 名

(受任者) 復代理人住所
所属(役職名)
氏 名

当社 を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 環境省皇居外苑の維持管理業務の入札に関する一切のこと。

担当者等連絡先

部署名 :

責任者名 :

担当者名 :

TEL :

FAX :

E-mail :

様式 4

入 札 辞 退 届

件 名 環境省皇居外苑の維持管理業務

上記について、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

住 所
会 社 名
代表者氏名

分任支出負担行為担当官
環境省自然環境局
皇居外苑管理事務所長 殿

担当者等連絡先

部署名 :

責任者名 :

担当者名 :

TEL :

FAX :

E-mail :